

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく  
第一種使用規程の承認申請案件に対する意見募集の実施結果について  
(平成19年6月5日～7月4日(イネ1件、トウモロコシ1件))

1. 意見募集方法の概要

(1) 意見募集の周知方法

- ・関係資料を環境省、農林水産省ホームページに掲載
- ・記者発表
- ・資料の配付

(2) 意見提出期間

平成19年6月5日(火)～7月4日(水)まで

(3) 意見提出方法

郵送、ファクス又は電子メール

(4) 意見提出先

環境省自然環境局野生生物課又は農林水産省消費・安全局農産安全管理課

2. 意見募集の結果(関係省に提出された意見の合計)

意見提出数	1通
整理した意見数	1件

3. 意見の概要と対応方針について

別紙のとおり

(別紙)

「遺伝子組換え生物等の第一種使用規程の承認申請案件」に対する意見の概要及び対応方針について  
(平成19年6月5日～7月4日(イネ1件、トウモロコシ1件))

	該当箇所	意見要旨	対応方針	件数
1	スギ花粉症ペプチド含有イネについて	保管、運搬、廃棄については、第一種使用の申請が必要と思うが、栽培については、二種使用が認められていることから、特に一種使用を認めなくても栽培できるのではないかと。	<p>遺伝子組換え生物等の使用等について、その第一種使用等については、カルタヘナ法第4条第1項において「遺伝子組換え生物等の第一種使用等をしようとする者は、遺伝子組換え生物等の種類ごとにその第一種使用等に関する規程を定め、これにつき主務大臣の承認を受けなければならない。」と規定されています。</p> <p>今回、独立行政法人農業生物資源研究所が申請しているスギ花粉症ペプチド含有イネの屋外の隔離ほ場での栽培等は、遺伝子組換え生物等の第一種使用等に該当します。</p> <p>このため、スギ花粉症ペプチド含有イネを隔離ほ場において栽培等をした場合に、生物多様性影響が生じるおそれがあるか否かについて評価を行い、その評価の内容についてパブリックコメントを実施したところです。</p>	1